

# 大川市介護保険 高齢者福祉ガイドブック



## ◆◆◆ も く じ ◆◆◆

- |                           |                  |
|---------------------------|------------------|
| 02 … 相談からサービス利用までの流れ      | 14 … 介護予防サービス    |
| 03 … 基本チェックリストの実施         | 16 … 福祉用具貸与・購入   |
| 04 … 要介護認定の手続き            | 17 … 住宅改修        |
| 05 … 地域包括支援センターってどんなところ？  | 18 … 地域密着型サービス   |
| 06 … 大川市の介護予防サービス等の利用イメージ | 20 … 費用の支払い      |
| 07 … 一般介護予防事業             | 21 … 介護サービス      |
| 09 … 高齢者保健福祉サービスの種類・料金    | 27 … 保険料の決め方・納め方 |
| 12 … 介護予防・生活支援サービス        | 30 … 介護保険料Q&A    |

# 介護保険制度とは

## 介護保険法の理念

### 第一条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

### 第四条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

## ～みんなで支え合う共生のまち 大川～

大川市は、福岡県内では要介護認定率が低い自治体のひとつとなっていますが、高齢者人口が増加する一方で生産年齢人口は減少しているため、今後、介護・医療・福祉等のニーズに対する担い手の確保が課題となっています。

高齢者の方々が、自分自身が望む環境のもと安心して暮らし続けるためには、介護保険法の理念のとおり、自ら生活機能低下を未然に防止し、維持・向上させるとともに、家族や地域の方々との交流がこれまで以上に重要となります。

このガイドブックは、大川市にお住いの高齢者の方々の充実した生活を支援するため、大川市で受けられる公的なサービス等について説明していますのでご活用ください。

# 相談からサービス利用までの流れ

相談窓口はお住まいの地域の地域包括支援センターです。

65歳以上の方（第1号被保険者）

健康教室などの事業  
に参加したい方

介護や支援が  
必要な方

40歳～64歳で医療保険に加入  
している方（第2号被保険者）

特定疾病が原因で  
介護や支援が必要な方

基本チェックリスト実施

お住いの地域の地域包括支援センター  
にご相談ください。

要介護認定の申請

市役所健康課で申請してください。  
（地域包括支援センター又は居宅介護支援  
事業所などに申請を代行してもらえます）

非  
該  
当

事業対象者に  
非該当

事業対象者に  
該当

要支援  
1・2

要介護  
1～5



介護予防サービス・支援計画  
・介護予防ケアマネジメント  
（地域包括支援センター等で作成）

介護サービス計画  
（居宅介護支援  
事業所等で作成）



介護予防  
サービス

+



介護  
サービス

+

<介護予防・日常生活支援総合事業>  
介護予防・生活支援サービス  
・訪問型サービス (P12～P13)  
・通所型サービス (P12～P13)

+

<介護予防・日常生活支援総合事業> 一般介護予防事業 (P7～P8)

利用できるサービス

# 基本チェックリストの実施

大川市にお住まいの65歳以上の被保険者のうち、厚生労働省が作成した25問の基本チェックリストにおいて、生活機能に低下がみられた方が「事業対象者」の候補者となります。

その後、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターからご自宅等に訪問、もしくは来所相談にて、日々の暮らしぶりを聞き取り、必要な事業の選定・説明を行い一緒に考えながら利用決定をしていきます。

基本チェックリストと判定基準は以下の通りです。

	No.	質問項目	回答 (いずれかに○をお付け下さい)		点数
生活全般	1	バスや電車で一人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	1～20 点
	2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
	3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
	4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
運動	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	6～10 点
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
	8	15分くらい続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
	9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
	10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
栄養	11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	11～12 点
	12	身長 cm 体重 kg*(BMI 18.5未満なら該当)	1. はい	0. いいえ	
口腔	13	半年前に比べて硬いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	13～15 点
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
	15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
閉じこもり	16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	16～17 点
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
認知	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ	18～20 点
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
うつ	21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	21～25 点
	22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
	23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
	24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
	25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

\* BMIとは{体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)}

該当している項目にチェックしてみましょう

- No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当 …… 複数の項目に支障
- No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当 …… 運動機能の低下
- No.11～12までの2項目のすべてに該当 …… 低栄養状態
- No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当 …… 口腔機能の低下
- No.16～17までの2項目のうちNo.16に該当 …… 閉じこもり
- No.18～20までの3項目のうち1項目以上に該当 …… 認知機能の低下
- No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当 …… うつ病の可能性

# 要介護認定の手続き

## 1. 申請する

①申請の窓口は市役所健康課介護保険係です。

申請は、本人のほか家族でもできます。もしくは下記の人や団体に申請の代行を依頼することができます。

- 成年後見人等
- 地域包括支援センター
- 省令で定められた
  - ・指定居宅介護支援事業者
  - ・介護保険施設

40～64歳の方は第2号被保険者となります。  
介護保険で対象となる病気（16の特定疾病）が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

※介護保険被保険者証と健康保険被保険者証が必要です。

※かかりつけ医の氏名の確認をお願いします。

②申請すると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

## 2. 訪問調査と主治医の意見書

①訪問調査

市役所の訪問調査員が、ご自宅または入所・入院先を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

②主治医の意見書

大川市の依頼により主治医が意見書を作成します。

※主治医がいない方は大川市が紹介する医師の診断を受けます。

## 3. 一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピューター入力し、一次判定を行います。

## 4. 二次判定

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健医療、福祉の専門家が審査します。

要介護度に応じて「非該当」「要支援1～2」「要介護1～5」が判定されます。

## 5. 結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

### 要介護認定Q&A

**Q.** 訪問調査ではどんな心構えが必要ですか？

**A.** 利用者の普段の生活や身体の状態を、ありのまま伝えましょう。

訪問調査では「片足で立っていただけるか」「体は自分で洗えるか」など、あらかじめ定められた項目について、調査員が質問をします。

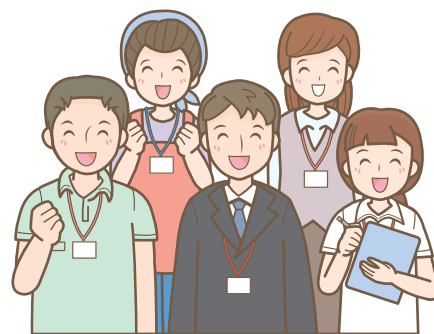
そのほか普段の暮らしぶりなどについて聞く場合もありますので、できるだけ具体的に伝えましょう。

認知症の方などは、陽気や時間帯によって状態が違って来る場合がありますので、家族が日頃の様子をメモし、伝えたいことを整理しておくとい良いでしょう。

# 地域包括支援センターってどんなところ？

大川市では、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう介護保険法に基づき、市内3か所に地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターでは、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師などの専門職が、主に下記の4つの業務を行っています。



## 1. いつまでも元気に！ 介護予防をすすめます！

介護予防に関する情報提供や、生活機能の維持・向上が必要な方の相談支援、要支援1・2の方の介護予防サービスのケアプランを作成します。

## 2. 様々な問題について 相談に応じます！

介護保険の他にも高齢者の生活全般にわたって幅広く相談を受け、必要なサービスや機関につなげます。

## 3. 高齢者の皆様の権利を 守ります！

消費者被害の防止のほか、成年後見制度の利用支援や高齢者虐待の防止などに取組みます。

## 4. 地域のつながりを 強めます！

地域ボランティア活動の支援やケアマネジャー、介護保険事業所、医療機関との連携を進めます。

### ○大川北地域包括支援センター

- 住 所 道海島861（介護老人保健施設ふれあいの里道海内）
- 電話番号 **0944-88-1010**（FAX：88-8440）
- 担当地区 向島地区・北酒見地区・榎津地区・道海島地区・三又地区

### ○大川東地域包括支援センター

- 住 所 北古賀559-3（小規模多機能型居宅介護おおぎり荘内）
- 電話番号 **0944-88-9231**（FAX：88-9241）
- 担当地区 酒見（北酒見を除く）地区・木室地区・田口地区

### ○大川南地域包括支援センター

- 住 所 大野島855（特別養護老人ホーム大川荘前）
- 電話番号 **0944-89-2525**（E-mail:okw-m-houkatsu@outlook.jp）
- 担当地区 小保地区・川口地区・大野島地区

# 大川市の介護予防サービス等の利用イメージ

日常の生活の中で、元気を維持する活動に取り組み、病気等で今までの日常生活が難しくなったら、まず元気を回復するサービスを導入します。

サービスは、導入段階から元の暮らしの場に戻ることをイメージしながら活動量を増やし、また日常へ戻っていくために利用します。

## 日常（基本）

- ◆ 地域の運動教室
- ◆ 趣味のサークル、ボランティア活動、友人づきあい
- ◆ 普段の家事等の役割
- ◆ 市場サービスの利用

例) フィットネスクラブ、温泉、ショッピング、娯楽、喫茶店、旅行など

### 【通いの場】

ゆうゆう会 (P7)	元気カフェ (P7)
あたまとからだの健康教室 (P7)	認知症カフェ (P8)
介護予防サポーター (P8)	
おおかわ食進サロン (P8)	

### 【高齢者福祉サービス】

住宅改造支援 (P9)	緊急通報システム (P10)
生活管理指導ショートステイ (P9)	生活支援バス (P11)
紙おむつ給付サービス (P10)	



## 通い、生活支援

元気クラブ (P7)  
通所型サービスA (P12)  
訪問型サービスA (P13)  
高齢者家事サポートサービス (P13)

## 専門職による支援

おうちリハ・食サポ・パワーアップクラス (P12)  
通所介護・訪問介護 (P13)  
通所リハ・訪問リハ (P14)  
認知症初期集中支援チーム (P8)

### ゆうゆう会

- 慣れ親しんだ近所付き合いの中で、人とふれあい、閉じこもりを防止するとともに、健康増進を図ることを目的として、各地区の公民館等で自主的な介護予防事業が実施されています。

誘い合って、みんなで楽しく介護予防しましょう。

〈対象者〉実施地区にお住まいで、おおむね65歳以上、自ら通所可能な方

〈場 所〉各公民館等

〈日 時〉各地区の実施計画に基づく

〈内 容〉血圧測定、健康相談、健康講話、健康体操、レクリエーションなど

〈持参品〉（お持ちの方は）健康手帳

※未実施地区につきましては立ち上げを支援いたします。

お問い合わせ 社会福祉協議会  
TEL 86-6556/FAX 86-6485

### 元気カフェ

- 介護予防サポーターと一緒に体操をしたり、人との交流の場としてご利用ください。（申込不要）

〈対象者〉65歳以上の方

〈内 容〉体操、レクリエーション

〈受 付〉9時40～、体操10時30分～

〈費 用〉無料

- 開催場所 週1体操コース

▶大川三瀨医師会館（水）

▶川口コミュニティーセンター（水）

※第3週は食進サロンのため休み

▶大川市文化センター（木）

月1体操コース

▶ゆめタウン大川

▶大野島小学校

※日時はお問い合わせください。

お問い合わせ 健康課健康推進係  
TEL 86-8450/FAX 86-8464

### あたまとからだの健康教室

- 週1回公民館等に集まり、簡単な「読み書き」「計算」「数字盤」の学習による認知症予防と、フレイル（虚弱）予防の体操に取り組む教室です。

〈対象者〉65歳以上の会場まで自ら通所可能な方

〈内 容〉やさしい計算と音読で脳を活性化させるという、川島隆太教授（東北大学）の研究により開発された教材を使用します。また、椅子に座って出来るストレッチや筋力トレーニングを行います。

※実施場所、日時等の詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ 健康課健康推進係  
TEL 86-8450/FAX 86-8464

### 元気クラブ

- 市内施設に集まり、運動や認知症予防に取り組める送迎付きの教室です。

対象者の要件は、お問い合わせください。

〈日 時〉毎週金曜日10時～13時30分

〈場 所〉大川市健康福祉センター

〈内 容〉健康講話、体操、脳トレ、レクリエーション、（希望者は）買物支援など

〈費 用〉1回あたり200円+昼食代

※別途オプション利用料の徴収あり

〈その他〉利用時間は最長2年間

お問い合わせ 健康課健康推進係  
TEL 86-8450/FAX 86-8464

# 一般介護予防事業

～介護が必要とならないために～

## 介護予防サポーター養成講座

- 高齢者の元気づくりをお手伝いしていただける「介護予防サポーター」を養成するための講座です。

〈対象者〉地域で介護予防に関する活動を行いたい方

〈日時〉開催時期は市報にてお知らせします。

〈内容〉栄養・運動・口腔・認知症予防など  
介護予防に関する講座、実技の研修

〈費用〉無料



お問い合わせ 健康課健康推進係  
TEL 86-8450/FAX 86-8464

## おおかわ食進サロン

- ヘルスメイトの会員が自ら企画し、ゲームや簡単な創作活動をして、参加者のみなさんと楽しい時間を過ごす教室です。

〈時間〉10時～12時

〈内容〉茶話会、創作活動（料理など）、レクリエーションなど

〈費用〉100～300円

- 開催場所 ▶大川コミセン 第3火曜日  
▶三又コミセン 第1木曜日(8・1月は休み)  
▶木室コミセン 第1木曜日(8・1月は休み)  
▶田口コミセン 第1金曜日  
▶川口コミセン 第3水曜日  
▶大野島コミセン 第3水曜日

※年末年始や天候不良等により、日程が変更になることがあります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ 健康課健康推進係  
TEL 86-8450/FAX 86-8464

# 認知症支援事業

## 認知症カフェ

- 認知症の人やその家族、地域の方などが気軽に集まり、交流や情報交換、相談などを行っています。詳しくは、各連絡先へお問い合わせください。

### ●連絡先

▶ふれあいカフェ大川荘 (☎89-2500)  
〈費用〉200円

▶木もれ日カフェだんらん (☎85-8001)  
〈費用〉無料 ※材料代は実費

▶福祉大学すこやかカフェ (☎89-2000)  
〈費用〉無料 ※材料代は実費

▶かわぐちカフェ (☎86-8450)  
〈費用〉無料

▶おしゃべりサロン笑(にこ) (☎86-8450)  
〈費用〉無料

お問い合わせ 健康課健康推進係  
TEL 86-8450/FAX 86-8464

## 認知症初期集中支援チーム (おおかわオレンジチーム)

- 認知症で対応方法に困っていたり、不安な状況にある在宅で生活をされている方へ専門職がチームとなってサポートします。認知症初期集中支援チームは大川三瀬医師会に設置しています。まずはお住いの地区の地域包括支援センター(5ページ)、大川三瀬医師会(87-2611)、または下記までご相談ください。

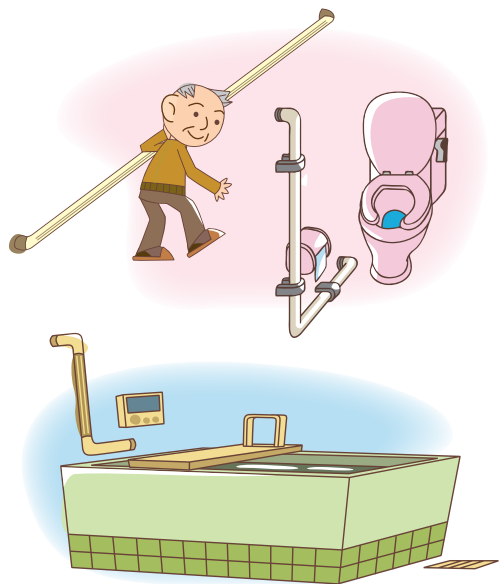


お問い合わせ 健康課健康推進係  
TEL 86-8450/FAX 86-8464

# 高齢者保健福祉サービスの種類・料金

## 高齢者等住宅改造支援事業

●介護保険による住宅改修費等に付帯する工事で、居室・玄関・トイレ・浴室などの改造を要する場合にその経費を助成する事業です。



### 対象者

- ・65歳以上の高齢者で身体機能が低下し、住宅改造が必要な方
- ・重度の身体・知的障がいまたは重複障がい住宅改造が必要な方

上記要件のいずれかに該当し、かつ世帯全員の住民税が非課税で市税・介護保険料等の滞納がないこと及び介護保険や障害者等日常生活用具給付事業から住宅改修費支給を受けること等が条件となります。

※予算の範囲内で先着順となります。

### サービスの内容

1世帯1回のみ30万円以内。申請後に調査等がありますので、工事着工はその後となります。償還払いとなりますので、工事代金は直接施工業者にお支払い下さい。

## 生活管理指導ショートステイ事業

●介護保険の要支援・要介護でない高齢者の家族が冠婚葬祭、病気、出産などの理由で、高齢者の世話ができない場合、市内の特別養護老人ホームにおいて、ショートステイサービスを提供します。



### 対象者

- ・65歳以上の介護保険認定要支援・要介護以外の居宅高齢者の方

### サービスの内容

- ・原則7日以内
- ・利用料金等は下記のとおり。世帯所得状況により軽減になる場合もあります。(1日あたり)

利用料金	600円
食材料費	朝 400円
	昼 524円
	夜 521円
居住費	915円
送迎費	片道 1,840円

お問い合わせ…大川市健康課介護保険係 TEL 85-5522 / FAX 86-8464

# 高齢者保健福祉サービスの種類・料金

## 紙おむつ給付サービス

●紙おむつが必要な居宅高齢者に紙おむつを宅配するサービスです。



### 対象者

寝たきりや認知症により、常時おむつを必要とし、要介護3以上の認定を受けた方で、寝たきり度・認知症度が一定基準以上の重度の方。ただし、次の場合は対象外となります。

- ・入院中の場合
- ・施設入所中の場合
- ・本人が市民税課税の場合
- ・本人が市税及び介護保険料を滞納している場合

### サービスの内容

課税状況により毎月1回（3,000円分または5,000円分）利用できます。ただし、限度額を超える分は、自己負担となります。市が交付した利用券を指定店にお渡し下さい。

## 緊急通報システム事業

●緊急通報装置の給付（貸与）を受け、緊急時に装置ボタンを押すことで自動的に受動センターへ通報でき、ご近所の協力員（2人程）に状況把握を依頼し対応する事業です。



### 対象者

- ・65歳以上の一人暮らしの方
- ・一人暮らし重度身体障がい者の方
- ・大川市高齢者等SOSネットワーク事前登録者
- ・上記要件に準ずる方

### サービスの内容

装置のタイプにより、ご本人の介護保険料段階に応じた利用者負担があります。

お問い合わせ…大川市健康課介護保険係 TEL 85-5522 / FAX 86-8464

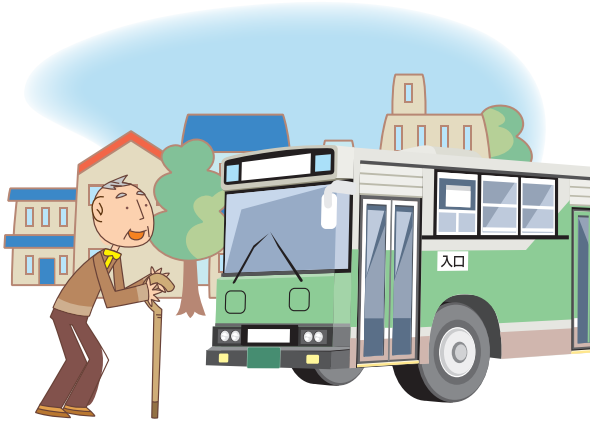
# 高齢者保健福祉サービスの種類・料金

## 生活支援バス(おおかわ愛のりバス)

●市内の商店、金融機関、医療機関及び市役所等を利用する高齢者や障がい者の交通手段を確保し日常生活支援及び安否確認を図るため、市内を巡回する生活支援バスを運行します。

### 対象者

移動に困っている大川市在住の65歳以上の高齢者及び障がい者  
(歩行介助を要する人でも介助者が同乗する場合は、乗車可能。  
ただし、車いす等の持ち込みはご遠慮願います。)



### サービスの 内容

各地区週3回運行  
(但し、祝日及び年末年始は運行しません。)

運行日	運行線		
月・水・金曜日	田口・北島線	川口・小保線	大野島線
火・木・土曜日	大川線	三又線	木室線

午前1往復 往 9:30~10:30 復 11:30~12:30  
午後1往復 往 13:30~14:30 復 15:30~16:30

おおかわ愛のりバスのお問い合わせ…大川市社会福祉協議会 TEL 86-6556

## おおかわボランティアポイント事業

●ボランティア活動を通じて高齢者自身の介護予防を促進するだけでなく、年齢を問わず社会参加を促進し地域の担い手の裾野を広げ、つながりある地域社会の構築を推進することを目的とした事業です。  
対象活動1回につき200~400ポイント付与、1,000ポイントから交換可能(1ポイント=1円)

### 対象者

市内に在住、在勤、  
在学している人

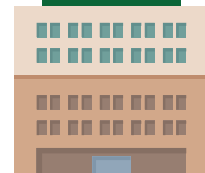
- ・研修受講
- ・市に登録
- ・対象活動への参加

ポイント付与

ポイント活用申請

ポイント交換交付金支給

市役所



### 対象活動

介護予防サポーター、学習サポーター、チームオレンジ、認知症サポーター、地域支え合いサポーターなどによる活動のうち、市長が認めた活動にポイントを付与します。  
活動の詳細は、お問い合わせください。

お問い合わせ…大川市健康課健康推進係 TEL 86-8450

# 介護予防・生活支援サービス

## 【短期集中介護予防サービス】（要支援1～2、事業対象者）

住み慣れた家で、できるだけ自立した生活が送れるよう短期集中的に専門職が支援します。お住まいの地域の各地域包括支援センター（P5）へお問い合わせください。  
※事業対象者とは、基本チェックリスト（P3）に該当し、生活機能に低下がみられた方を指します。

### <訪問型サービス>

#### おうちリハ

リハビリテーション専門職が自宅へ短期集中的に訪問し、家での動きや生活の工夫や、外出方法を一緒に考え、本人が希望する活動（趣味や介護予防の体操など）ができるように支援します。

例えば、退院後などで一時的に体力が衰え一人での入浴や外出が不安な人に、自宅でできる体力回復方法の指導や、安全にお風呂に入る方法を提案します。



期間 月に2回程度の頻度で3か月

利用料 無料

#### 食サポ

管理栄養士が自宅へ短期集中的に訪問し、ご本人の状態に応じ、食事内容の調査や栄養指導（調理のアドバイスを含む）を行います。

例えば、簡単に作れて栄養がとれるレシピの紹介や、スーパーのカット野菜など市販品の上手な使い方を提案します。また、実際に一緒に買物に行き、食材の選び方も指導します。



期間 月に2回程度の頻度で3か月

利用料 無料

### <通所型サービス>

#### パワーアップクラス

リハビリテーション専門職による運動中心の集団・個別プログラムを行い、筋力・持久力・バランス力等の評価を行いながら、自宅での生活の継続や、あきらめかけていた楽しみや趣味の再開ができるよう、目標を設定して支援します。



日時 毎週水曜日 13:30～15:30

場所 ケアサポートハウス大川

利用料 無料

内容 有酸素運動、バランス運動、個別指導など全15回

## 【基準緩和型通所サービス】 （要支援1～2、事業対象者）

#### 通所型サービスA

閉じこもり予防や生活機能向上・身体機能向上トレーニングを支援

利用時間

原則1回3時間以上、週1回程度。  
サービス支援の事業所によって異なります。

利用料

・機能訓練指導員なし又は3時間未満

1,258円/月

・機能訓練指導員あり1,438円/月



# 介護予防・生活支援サービス

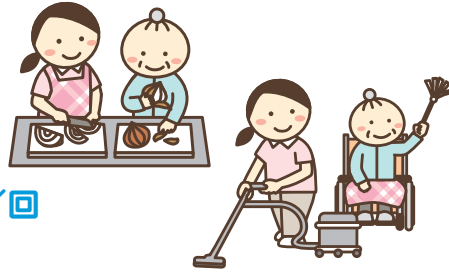
介護予防・生活支援サービスは、状態の改善と悪化の予防を目標としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるように支援します。

## 【基準緩和型訪問サービス】（要支援1～2、事業対象者）

●利用者の状態に応じて、家事サポーター等が行う家事支援サービスです。自宅を訪問して掃除や調理などを利用者と一緒に行い、利用者が自分でできることが増えるような支援をします。

### 高齢者家事サポートサービス

シルバー人材センター所属の家事サポーターによる、掃除や買物、調理などの家事支援



利用時間 45～60分/回

利用料 200円/回

### 訪問型サービスA

指定事業者による、掃除や買物、調理などの家事支援

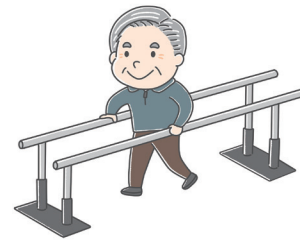
利用時間

45～60分/回

利用料

216円/回

上記のほか、地域の住民ボランティアがちょっとした困りごとを支援する、有償の助け合いのサービスが実施されている地域もあります。詳しくはお住まいの地域の地域包括支援センター（P5）へお問い合わせください。



## 【指定相当サービス（従前相当サービス）】（要支援1～2）

●身体介護が必要と認められる方、認知機能の低下や精神・知的障がいにより日常生活に支障がある方、退院直後で状態が変化しやすく専門的なサービスが特に必要な方等、市が指定する要件に該当する方のみ利用可能なサービスです。

### 指定相当訪問型サービス

●身体介護が必要な方への支援、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）が受けられます。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援1	1,176円
要支援2	2,349円

### 指定相当通所型サービス

●身体介護が必要な方への支援、デイサービスセンターでの食事、入浴などのサービスや生活機能の向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援1	1,798円
要支援2	3,621円

# 介護予防サービス（要支援1～2）

## <お医者さんの指導のもとでの助言・管理>

### 介護予防居宅療養管理指導

- 医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

#### 自己負担（1割）のめやす 【在宅の利用者の場合】

医師の場合（月2回まで）	515円	薬局の薬剤師の場合（月4回まで）	518円
歯科医師の場合（月2回まで）	517円	歯科衛生士等の場合（月4回まで）	362円
医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）	566円	管理栄養士の場合（月2回まで）	545円

### 介護予防訪問看護

- 看護師などが訪問し、介護予防を目標とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。

#### 自己負担（1割）のめやす

病院・診療所から	30分～1時間未満	553円
訪問看護ステーションから	30分～1時間未満	794円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

### 介護予防通所 リハビリテーション

- 介護老人保健施設や病院・診療所などで介護予防を目的として生活機能の維持向上のための機能訓練を受けられます。

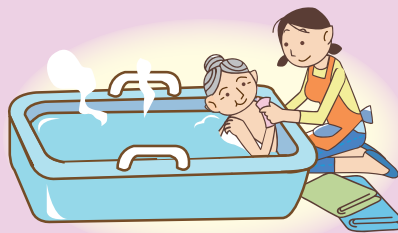
#### 自己負担（1割）のめやす

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

## <自宅を訪問してもらう>

### 介護予防訪問入浴介護

- 移動入浴車などで訪問し、利用者のできる範囲での入浴のお手伝いをします。



#### 自己負担（1割）のめやす

1回	856円
----	------

### 介護予防訪問 リハビリテーション

- 専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。

#### 自己負担（1割）のめやす

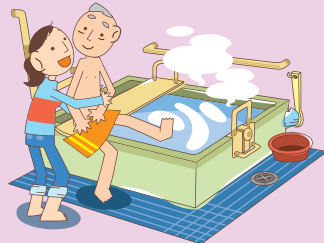
1回	298円
----	------

# 介護予防サービス(要支援1～2)

## < 短期間施設に泊まる >

### 介護予防短期入所生活介護

- 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担（1割）のめやす  
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※食事・滞在費等は別途負担が必要です。

### 介護予防短期入所療養介護

- 介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担（1割）のめやす  
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※食事・滞在費等は別途負担が必要です。

## < 施設に入って利用する居宅サービス >

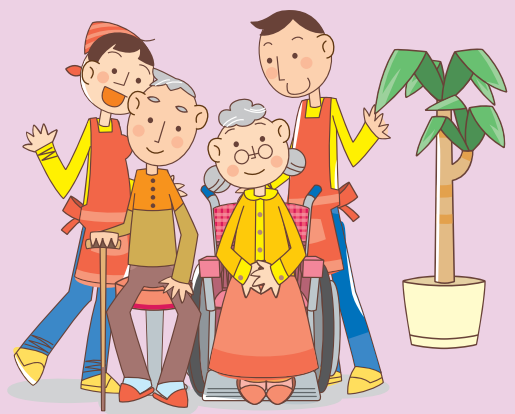
### 介護予防特定施設入居者生活介護

- 有料老人ホームなどで、食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす  
【包括型(一般型)】

要支援1	183円
要支援2	313円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。  
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



# 福祉用具貸与・購入

## 生活環境を整えるためのサービス

### 自立した生活をするための福祉用具を借りる

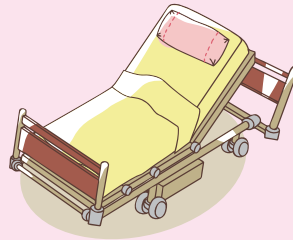
#### 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

- 次の13種類が貸し出しの対象となります。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、◎のみ利用できます。

また、要支援1・2の方、要介護1～3の方は、◎「自動排せつ処理装置」については、原則、尿のみを自動的に吸引できるもののみ利用できます。

- ◎手すり（取付工事不要のもの）
- ◎スロープ（取付工事不要のもの）
- ◎歩行器
- ◎歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）
- 車いす（介助用・電動車いす含む）
- 車いす付属品（クッション、電動補助装置等）
- 特殊寝台（リクライニングベッド）
- 特殊寝台付属品  
（サイドレール、マットレス、入浴用でない介助用ベルト等）
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト
- ◎自動排せつ処理装置



要支援1・2の方、要介護1の方もその方の身体状況に必要な場合、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く）認知症老人徘徊感知器、自動排泄処理装置を例外的に借りることが出来ます。

その際、ケアマネジャーに例外給付の申請を市に提出していただく必要がありますので、利用を検討されている方は、担当のケアマネジャーにご相談ください。

※貸与には、いくつかの審査基準があり、必ず保険給付で借りられない場合もあることをご注意ください。

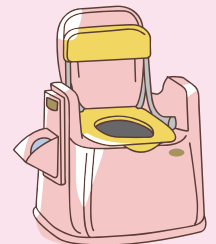
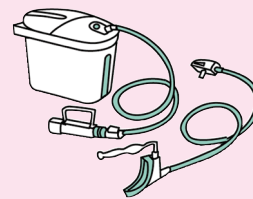
月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割が自己負担です。  
（用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。）

### トイレ、入浴など衛生上、貸与になじまない福祉用具を買う

#### 特定福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）

- 支給の対象は、次の9種類です。
  - ・腰掛便座（便座の底上げ部材・水洗ポータブルトイレ含む）
  - ・自動排せつ処理装置の交換可能部品
  - ・排泄予測支援機器
  - ・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽台等）
  - ・簡易浴槽
  - ・移動用リフトのつり具の部分
  - ・固定用スロープ
  - ・歩行器（歩行車を除く）
  - ・歩行補助つえ（松葉づえを除く）

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。



年間10万円までが限度で、その1～3割が自己負担です。（毎年4月から1年間）

# 住宅改修

## より安全な生活が送れるように住宅をリフォームする

### 居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

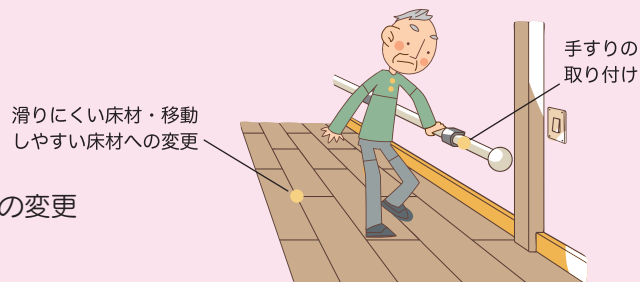
生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限18万円まで住宅改修費が支給されます。（自己負担1割の場合）

- 介護保険の要介護・要支援認定が必要となりますので、認定が無い方は事前に介護保険係にて認定申請を行ってください。
- 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか介護保険担当課の窓口にご相談しましょう。

#### 介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差の解消（通路等の傾斜の解消）
- 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え・撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え、位置・向きの変更
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。



#### 利用限度額/20万円まで（原則1回限り）

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく（3段階以上）高くなった場合、再度支給を受けることができます。

※本人や家族などがリフォームを行うときには、材料の購入費が対象となります。

#### 手続きの流れ（事前の申請が必要です）

##### 〈相談・検討〉

- 介護保険担当課やケアマネジャーに相談します。



##### 〈申請〉

- 工事を始める前に、介護保険担当課に、住宅改修が必要な理由書や申請書、改修予定箇所の写真（日付入り）等、必要書類を提出し、改修の申請をします。

##### 〈工事・支払い〉

- 市の審査結果を受けてから着工します。
- 改修後、写真を撮影します（日付入り）。
- 受領委任払いの場合は、1割～3割の自己負担額を支払います。（償還払いの場合は改修費用をいったん全額自己負担して事業者を支払います。）

##### 〈工事完了の手続き〉

- 工事が完了したら、介護保険担当課に写真や領収書等を提出し、改修が終わったことを伝えます。

##### 〈完了〉

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、償還払いならば20万円を限度に工事代金の7割～9割（最大18万円まで）が支給されます。

# 地域密着型サービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用は大川市の住民に限定され、大川市が事業者の指定や監督を行います。

## 複合的なサービス

### 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

- 小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「宿泊」などを組み合わせて、食事・入浴などの介護や支援が受けられます。

#### 1カ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円



### 小規模多機能型居宅介護とは

介護が必要になっても、住み慣れたご自宅で安心して生活が続けられるように、「通い」を中心に利用者の状況や希望に応じて、随時「訪問」「宿泊」のサービスを組み合わせて利用できるサービスです。

少人数の登録制のサービスなので、他の利用者や事業所のスタッフと顔なじみの関係を築けます。「通い」「訪問」「宿泊」のどのサービスもなじみの顔のスタッフが対応してくれるので安心です。「通い」で顔なじみになった事業所のスタッフが随時「訪問」「宿泊」にも対応してくれます。認知症の方など環境の変化に不安を感じる高齢者の方に特に最適です。

状況を把握しているスタッフが対応してくれるので、家族も、利用者も安心です。

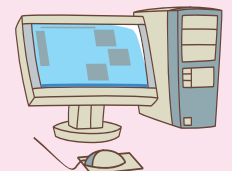


### 事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

全てのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務づけられています。都道府県の「介護サービス情報公表システム」のホームページで閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをチェックしてみましょう。

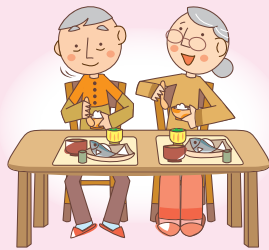


# 地域密着型サービス

## グループホーム

### 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

- 認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
- ※要支援1の方は利用できません。
- ※食事、日常生活費、居住費は別途負担となります。



#### 1月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援2	約22,830円
要介護1	約22,950円
要介護2	約24,030円
要介護3	約24,720円
要介護4	約25,230円
要介護5	約25,770円

## 24時間対応の訪問型サービス

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）

- 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら、短時間の定期的な巡回訪問、利用者からの通報を受けての訪問を行います。

#### 1ヵ月あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護1	5,446円
要介護2	9,720円
要介護3	16,140円
要介護4	20,417円
要介護5	24,692円

- ※訪問看護を受ける場合には、別に訪問看護事業所において利用料（要介護1～4は2,961円、要介護5は3,761円）がかかります。
- ※要支援の方は利用できません。

## 通所サービス

### 地域密着型通所介護

- 利用定員が18名以下の通所介護（小規模デイサービス）です。少人数で地域に密着した環境のなかでデイサービスセンターで食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

#### 自己負担（1割）のめやす

【7～8時間未満利用した場合】

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

- ※利用するメニューによって別に費用が加算される場合があります。
  - ・個別機能訓練 56円/1日
  - ・入浴介助 40円/1日など
- ※要支援の方は利用できません。
- ※食費、日常生活費は別途負担となります。

# 費用の支払い

サービスを利用したら費用の1～3割を支払います

在宅でサービスを利用したとき

## 《介護サービスの利用者負担割合》

合計所得金額220万円以上の方

(年金収入とその他の合計  
所得金額の合計が単身で  
340万円以上など)

**3割**

合計所得金額160万円以上の方

(年金収入とその他の合計  
所得金額の合計が単身で  
280万円以上など)

**2割**

左記  
以外の方

**1割**

- 介護サービスの居宅サービス・介護予防サービスには、要介護度ごとに、月々に利用できる金額に上限が設けられています。(下表) 限度額の範囲内でサービスを利用したときは自己負担は1割～3割ですが、限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額自己負担になります。

## サービスの利用限度額(1ヵ月)

要介護度	利用限度額(1ヵ月)	自己負担(1割)の場合
要支援1・事業対象者	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

☆施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。

☆次のサービスは、上記の限度額とは別に利用限度額が設定されています。

- ◎特定福祉用具購入(介護予防福祉用具購入)…年間10万円(自己負担年間1～3万円)
- ◎居住介護住宅改修(介護予防住宅改修)…20万円(同一住宅)(自己負担2～6万円)
- ◎居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)…医師・歯科医師が行う場合は1ヵ月1万円(月2回まで)(自己負担1,000～3,000円)など

## 納得のいくケアプランのために

介護保険のサービスは、単に生活を支援するものではなく、日々の暮らしをより充実したものにするためのサービスです。自分でできることまでヘルパーに頼ったり、必要ない福祉用具を利用したりしていると、体の機能は更に低下して、本当に自分がやりたいことまでできなくなってしまいます。

家族やケアマネジャーと相談しながら、「どんな生活を送りたいのか」「本当に必要なサービスは何か」をよく考えて、より良いケアプランにしていきましょう。

サービスを利用して、「自分の生活に合わない」「改善がみられない」という場合は、ケアプランを見直すことができます。遠慮なくケアマネジャーに相談しましょう。



# 介護サービス（要介護1～5）

住宅で利用するサービスを中心に、「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。これらのサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

## 自宅を訪問してもらう

### 訪問介護（ホームヘルプサービス）

- ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

#### 自己負担（1割）のめやす

身体介護 中心	20分～30分未満	244円
	30分～1時間未満	387円
生活援助 中心	20分～45分未満	179円
	45分以上	220円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

#### 〈身体介護中心〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換など



#### 〈生活援助中心〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理など



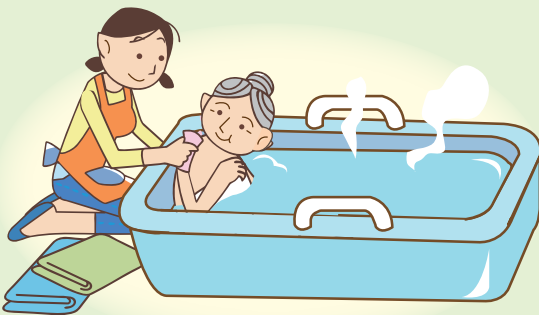
### ご注意ください

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人が使う部屋以外の清掃
- ペットの世話
- 本人以外の人への物の洗濯
- 草むしり
- 来客の対応
- 模様替え など

### 訪問入浴介護

- 移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

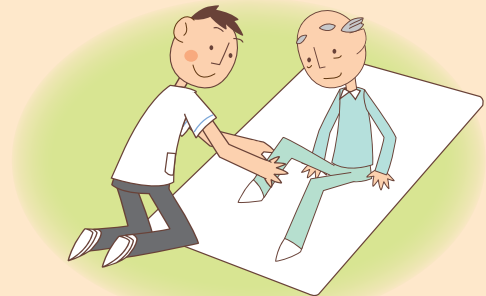


#### 自己負担（1割）のめやす

1回	1,266円
----	--------

### 訪問リハビリテーション

- リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。



#### 自己負担（1割）のめやす

1回	308円
----	------

# 介護サービス（要介護1～5）

## 介護サービス（居宅）の種類と費用のめやす お医者さんの指導のもとのお言・管理

### 居宅療養管理指導

- 医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

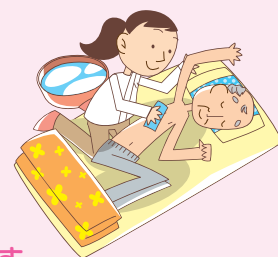
#### 自己負担（1割）のめやす

【在宅の利用者の場合】

医師の場合（月2回まで）	515円
歯科医師の場合（月2回まで）	517円
医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）	566円
薬局の薬剤師の場合（月4回まで）	518円
歯科衛生士等の場合（月4回まで）	362円
管理栄養士の場合（月2回まで）	545円

### 訪問看護

- 看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。



#### 自己負担（1割）のめやす

病院・診療所から	30分～1時間未満 574円
訪問看護ステーションから	30分～1時間未満 823円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

## 施設に通う

### 通所介護（デイサービス）

- デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

#### 基本のサービスに加えて

- ・ 個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）
  - ・ 食事に関する指導など（栄養改善）
  - ・ 口の中の手入れ方法や、飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。

#### 自己負担（1割）のめやす

【通常規模の施設 / 7～8時間未満利用した場合】

要介護1	658円	※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
要介護2	777円	
要介護3	900円	
要介護4	1,023円	
要介護5	1,148円	

※食費、日常生活費は別途負担となります。

### 通所リハビリテーション（デイケア）

- 介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

#### 基本のサービスに加えて

- ・ 食事に関する指導など（栄養改善）
  - ・ 口の中の手入れ方法や、飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。

#### 自己負担（1割）のめやす

【通常規模の施設 / 7～8時間未満利用した場合】

要介護1	762円	※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
要介護2	903円	
要介護3	1,046円	
要介護4	1,215円	
要介護5	1,379円	

※食費、日常生活費は別途負担となります。

# 介護サービス（要介護1～5）

## 短期間施設に泊まる

### 短期入所生活介護（ショートステイ）

- 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

#### 1日あたりの自己負担（1割）のめやす

【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	874円	874円	987円

- ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

### 短期入所療養介護 （医療型ショートステイ）

- 介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。

#### 1日あたりの自己負担（1割）のめやす

【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

- ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

## 施設に入って利用する居宅サービス

### 特定施設入居者生活介護

- 有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

#### 1日あたりの 自己負担（1割）のめやす

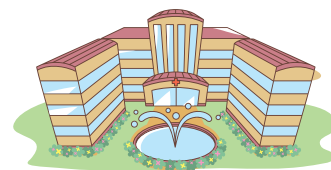
要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

- ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- ※食費、日常生活費、居宅費は別途負担となります。



# 介護サービス（要介護1～5）

- ※従来型個室とは共同生活室（リビング）を併設していない個室
- ※多床室とは、定員2人以上の個室ではない居室
- ※ユニット型個室とは、共同生活室（リビング）を併設している個室



## 生活介護が中心の施設

### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。要介護1・2の方は、やむを得ない事情がある場合を除き、原則利用できません。

1ヵ月あたりの施設サービス費（1割）のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要介護3	約21,960円	約21,960円	約24,450円
要介護4	約24,060円	約24,060円	約26,580円
要介護5	約26,130円	約26,130円	約28,650円

## 介護やリハビリが中心の施設

### 介護老人保健施設

- 症状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。

1ヵ月あたりの施設サービス費（1割）のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要介護1	約21,510円	約23,790円	約24,060円
要介護2	約22,890円	約25,290円	約25,440円
要介護3	約24,840円	約27,240円	約27,390円
要介護4	約26,490円	約28,830円	約29,040円
要介護5	約27,960円	約30,360円	約30,540円

## 医療が中心の施設

### 介護医療院

- 主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

1ヵ月あたりの施設サービス費（1割）のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要介護1	約21,630円	約24,990円	約25,500円
要介護2	約24,960円	約28,290円	約28,800円
要介護3	約32,100円	約35,460円	約35,970円
要介護4	約35,160円	約38,490円	約39,000円
要介護5	約37,890円	約41,250円	約41,760円

施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。このなかから入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

※要支援の方は施設サービスは利用できません。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

## 施設サービスを利用したとき

●施設サービスを利用したときは、施設サービス費の1～3割に加え、居住費・食費・日常生活費が自己負担となります。

$$\text{施設サービス費の1～3割} + \text{居住費} + \text{食費} + \text{日常生活費（理美容代など）} = \text{自己負担}$$

## 居住費・食費について

●居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用をもとに、基準費用が定められています。

## 居住費・食費の基準費用（1日あたり）

施設の種類	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	個室的多床室	
介護老人福祉施設	1,231円	915円	2,066円	1,728円	1,445円
介護老人保健施設・介護医療院	1,728円	<small>室料を徴収する場合697円 室料を徴収しない場合437円</small>	2,066円	1,728円	

## 食費・居住費の負担を軽くするために

<低所得者の負担限度額>

**毎年申請が必要です**

低所得の方は、施設サービスの利用が困難とならないよう、申請により食費・居住費（滞在費）が軽減される場合があります。

軽減を受けるには、市役所 健康課 介護保険係に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、施設に認定証を提示していただく必要があります。

認定証には有効期限があり、**毎年8月までに更新の手続きが必要となります**ので、ご注意ください。

## 居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担区分	条件	居住費				食費	
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	個室的多床室	施設	短期入所
第1段階	生活保護受給者の方等 老齢福祉年金受給者で、世帯全員（世帯分離した配偶者含む）が 市民税非課税の方	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	300円
第2段階	世帯全員（世帯分離した配偶者含む）が市民税非課税で、前年の 合計所得金額と年金収入額（障害年金・遺族年金含む）の合計が 80万9千円以下の方で、	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円	600円
	預貯金、有価証券等の金額の合計が650万円（夫婦の場合は 1,650万円）以下の方						
第3段階 ①	世帯全員（世帯分離した配偶者含む）が市民税非課税で、前年の 合計所得金額と年金収入額（障害年金・遺族年金含む）の合計が 80万9千円超120万円以下の方で、	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
	預貯金、有価証券等の金額の合計が550万円（夫婦の場合は 1,550万円）以下の方						
第3段階 ②	世帯全員（世帯分離した配偶者含む）が市民税非課税で、前年の 合計所得金額と年金収入額（障害年金・遺族年金含む）の合計が 120万円超の方で、	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円
	預貯金、有価証券等の金額の合計が500万円（夫婦の場合は 1,500万円）以下の方						

※第2号被保険者（65歳未満）の方の資産要件は1,000万（夫婦で2,000万）円以下となります。

※従来型個室の（ ）内は、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護の場合の限度額です。

## 負担限度額の 対象施設

※下記以外の施設における食費及び居住費、通所介護や通所リハビリの食費は対象となりません。

- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院の食費と居住費
- 短期入所生活介護、短期入所療養介護の食費と滞在費

介護保険のサービスを利用したときは、かかった費用の原則1割～3割を利用者が負担します。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみもあります。

## 自己負担が高額になったとき（高額介護サービス費）

- 利用者が同じ月内に利用した在宅サービス又は、施設サービスの1ヵ月の利用者の自己負担の合計額が下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分があとから支給されます。一度申請されると、それ以降は、該当があればその都度自動的に支給されます。

自己負担が大きくなったら  
どうなるの…?



### ■自己負担の限度額（月額）

区 分	負担の上限額（月額）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～ 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80万9千円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）

■同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

■所得区分によって限度額は異なります。

※（個人）の金額は個人単位の上限額になります。

## 高額医療合算介護（予防）サービス費

毎年、申請が必要です

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療）における世帯内の、1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額（※下記参照）を超えた場合については**高額医療合算介護（予防）サービス費**（医療保険では高額介護合算療養費といいます）が支給されます。

### ■高額医療合算介護サービス費の自己負担限度額

#### ○70歳未満を含む世帯

所得要件	基準額
基礎控除後の所得901万円超	212万円
基礎控除後の所得600万円超～901万円以下	141万円
基礎控除後の所得210万円超～600万円以下	67万円
基礎控除後の所得210万円以下	60万円
住民税非課税	34万円

#### ○70歳以上の世帯

所得要件	基準額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上	141万円
課税所得145万円以上	67万円
課税所得145万円未満	56万円
住民税非課税	31万円
住民税非課税（所得が一定以下）	19万円（注1）

（注1）：介護サービス利用者が世帯に複数いる場合は31万円

※区分及び申請については、各医療保険等により異なります。詳しくはご加入の医療保険の窓口へお問い合わせください。

※医療保険と介護保険の両方に利用者負担がある世帯が対象です。

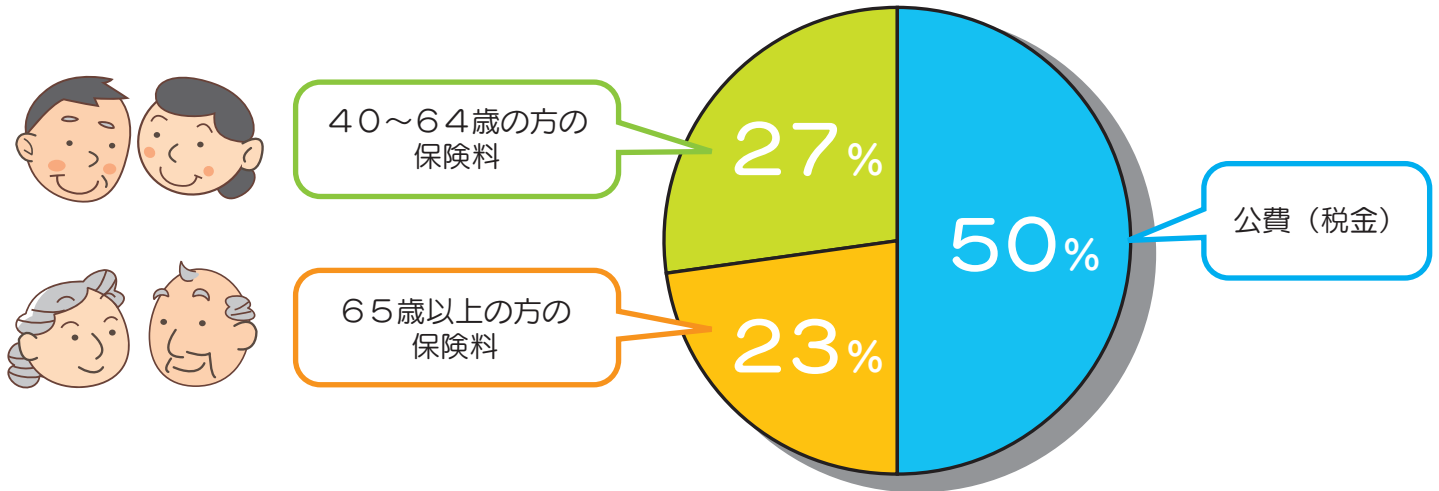
※計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12ヵ月です。

※支給が見込まれる方には、医療担当から申請案内が送付されます。

# 保険料の決め方・納め方

社会全体で介護保険を支えています。



40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



## 介護保険の財源の内訳

### 40～64歳の方の保険料

●40～64歳の方（第2被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。

	決め方	納め方
国民健康保険に加入している方 	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方 	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者（主婦など）は個別に保険料を納める必要はありません

### 65歳以上の方の保険料

●65歳以上の方の保険料は、大川市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された、「基準額」をもとに決まります。

#### 基準額の算出方法

$$\text{大川市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%} \div \text{大川市に住む65歳以上の方の人数} = \text{保険料の基準額}$$

大川市の基準額は、月額6,000円、年額72,000円

※年度途中で転入転出等の場合の保険料は月割り計算します。

所得によって13段階に分かれています。被扶養の方も、お一人ずつ納付して頂きます。

介護給付費の増加に伴って保険料額も上昇している中で、これまで以上に被保険者の負担能力に応じた保険料の設定が必要となっています。

このため、低所得者に対する国の特別対策により、第1段階から第3段階の保険料について軽減を適用しています。

令和6～8年度の所得段階		割合（率）	保険料（年額）
1段階	①生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	基準額 × 0.285	20,520円
	②世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と公的年金等収入額が80万9千円以下		
2段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額＋公的年金等収入額が80万9千円超120万円以下	基準額 × 0.385	27,720円
3段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額＋公的年金等収入額が120万円超	基準額 × 0.685	49,320円
4段階	本人は市民税非課税で、世帯内には市民税課税者がいて、合計所得金額＋公的年金等収入額が80万9千円以下	基準額 × 0.90	64,800円
5段階	本人は市民税非課税で、世帯内には市民税課税者がいて、合計所得金額＋公的年金等収入額が80万9千円超	基準額	72,000円
6段階	本人は市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.20	86,400円
7段階	本人は市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 × 1.30	93,600円
8段階	本人は市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 × 1.50	108,000円
9段階	本人は市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 × 1.70	122,400円
10段階	本人は市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 × 1.90	136,800円
11段階	本人は市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 × 2.10	151,200円
12段階	本人は市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 × 2.30	165,600円
13段階	本人は市民税課税で、合計所得金額が720万円以上	基準額 × 2.40	172,800円

※保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は切り捨てる。

# 保険料の決め方・納め方

社会全体で介護保険を支えています

## 特別徴収 年金が年額 18万円以上の人

4・6・8・10・12・2月に年金より天引きになります。

- 老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。



### 特別徴収の人は

前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は基本的に前年度2月分の保険料額をそのまま納付します（仮徴収）。10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などをもとに、本年度の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を納付します。（本徴収）。

## 普通徴収 年金が年額 18万円未満の人

送付される納付書にもとづき、介護保険料を大川市に個別に納めます。

- 大川市が送付する納付書を持って、大川市指定の金融機関又はコンビニエンスストアで納付します。



### 普通徴収の人は

→納付書で各自納めます。（普通徴収）  
年8回納付していただきます。  
(7月、8月、9月、11月、12月、1月、2月、3月)

### 口座振替が便利です

納付書と預・貯金通帳、登録印鑑をお持ちになり金融機関で直接お申し込みください。

次の場合は、納付書（普通徴収）での納付となります。

- 年金が年額18万円未満の人
- 年度の途中で65歳になったとき
- 年度の途中で転入してきたとき
- 年度の所得段階区分が変更になったとき
- 保険料が減額になったとき
- 年金が一時差し止めになったとき など

## 保険料を滞納すると…

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1～3割ですが、保険料を滞納していると滞納機関に応じて次のような措置がとられる場合があります。

### 《1年間滞納した場合》

サービス利用時にいったん利用料の全額を自己負担する必要があります。（あとで7～9割相当分払い戻されます。）

### 《1年6ヵ月滞納した場合》

あとで払い戻される7～9割相当分のうちの一部または全部が差し止められます。

なおも滞納が続く場合は差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

### 2年以上滞納した場合

1～3割である利用者負担額が3～4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。



**Q** 介護サービスを利用していませんが、保険料を納めるのですか？

**A** 介護保険は老後の安心を社会全体で支え合う制度です。サービス利用の有無にかかわらず、40歳以上のみなさんに納めていただきます。介護が必要になったとき安心してサービスを利用するためにも、納付にご協力ください。

**Q** 特徴（年金天引き）を口座振替に変更することはできますか？

**A** 年金天引きは、介護保険法第135条などの定めにより、災害等特別な事情がある場合を除き、年額18万円以上の年金給付がある場合は特別徴収としなければならないと規定されており、口座振替などへの変更はできません。

**Q** 月によって、年金天引き額が違うのはなぜですか？

**A** 仮決定・本決定という保険料の決定方式などにより、月によって天引き額が違う場合がありますが、最終的には所得段階ごとの年間保険料になります。ご不明なときは、大川市健康課介護保険係までお問い合わせください。

**Q** 今年収入が増えた（減った）のですが、保険料は変わりますか？

**A** 保険料は前年の所得に基づいて決定しているので、今年の収入の変動は来年の保険料に影響することになります。

**Q** 知人と年金額が同じであるのに保険料が違うのはなぜですか？

**A** 保険料の算定は年金収入だけでなく、それ以外の収入も合わせて計算します。また、本人が住民税非課税の場合であっても、同一世帯の中に課税者がいる場合は、保険料が異なります。

**Q** 最近65歳に達し、介護保険料の納付書が届きましたが、国民健康保険料からも介護保険料を支払っています。重複しているのではないですか？

**A** 国民健康保険税のうちの介護保険料は40～64歳までの第2号保険料といいますが、今年度の健康保険税には、65歳に達する前月分までの介護分を月割計算し、12か月分で分割して賦課されています。したがって重複とはなっていません。詳しくは大川市市民課国保年金係までお問い合わせください。

**Q** 特徴（年金天引き）で納めているのに、納付書が届きました。なぜですか？

**A** 所得変更等により年度途中で保険料が増額になった場合は、増額分を納付書で納めます（併用徴収）。

